(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
盛岡市永井一地割一四九番一から同市飯岡新田八地割一二五番一まで	前	五七・六九～二二八・七八メートル	一一・一八キロメートル
	後	二六・七〇～一六四・〇八メートル	一一・一一八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十七年七月三十一日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第九・六・一号篠崎公園
三　事業施行期間　自平成二十七年七月三十一日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　東京都江戸川区北篠崎二丁目、上篠崎一丁目、西篠崎一丁目及び篠崎町八丁目地内
　使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都江戸川区篠崎町八丁目及び西篠崎一丁目地内

○関東地方整備局告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十七年七月三十一日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画緑地事業第五号東大和緑地
三　事業施行期間　自平成二十七年七月三十一日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　東京都東大和市湖畔三丁目、奈良橋二丁目及び高木一丁目地内
　使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都東大和市湖畔三丁目、奈良橋二丁目及び高木一丁目地内

○関東地方整備局告示第三百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百九十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市高谷二〇二三番一一七地先から同市上妙典一六〇五番二地先まで	前	一四・一四～四九二・七五メートル	〇・二九七キロメートル
	後	二・六三～四四四・三〇メートル	〇・二九七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月三十一日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第四十七号東京都市計画道路事業補助線街路第二百二十九号線
三　事業施行期間　自平成十四年二月二十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成十四年関東地方整備局告示第四十七号の事業地のうち東京都練馬区上石神井一丁目地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
黒部市萩生字大本七一七六番五から同市萩生字新堂六八五五番一三まで	前	一四・四一～二六・七六メートル	〇・二二五キロメートル
	後	一四・四一～四四・六〇メートル	〇・二二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	黒部市萩生字大本七一七六番五から同市萩生字新堂六八五五番一三まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月三十一日

○北陸地方整備局告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百四十八号	長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字マムシ岩から同村大字北小谷字苗城間まで	改築	平成二十七年七月三十一日